

道医発第1133号
平成24年12月14日

各都市・医育機関医師会
感染症危機管理担当理事 様

北海道医師会常任理事
地域保健部長
岡 部 實 裕
(公印省略)

予防接種健康被害救済制度の周知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記制度に関するリーフレットが厚生労働省により作成され、日本医師会経由で別添のとおり周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご承知おきいただき、関係医療機関への周知方につきましてご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

地域保健部
(事業第三課)

ご存じですか？

予防接種後健康被害救済制度

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための制度がありますので、**お住まいの市町村にご相談ください。**

給 付 の 種 類

病院での治療を受けた場合

治療に要した医療費（自己負担分）と医療を受けるために要した諸費用を支給します。

障害が残ってしまった場合

年に4回、障害の残ったお子様を養育するための障害児養育年金（18歳以上の場合は、障害年金）を支給します。

亡くなられた場合

葬祭料及び一時金（インフルエンザワクチンの場合は一時金または年金）を支給します。

副 反 応 に つ い て

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹（はれ）などの比較的よくみられる軽い副反応や、極めてまれに発生する脳炎や神経障害など重大な副反応もあります。

しかし、その副反応はワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期に発症した感染症などが原因であることがあります。

このため、予防接種後健康被害救済制度では、ワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。

給 付 の 流 れ

※救済給付の決定に不服があるときは、都道府県知事に対し、審査請求をすることができます。



疾病・障害
認定審査会



請求者

(健康被害を受けられた
ご本人やその保護者)

① 申請

⑥ 支給・不支給



市町村

③ 意見聴取

④ 審査結果



厚生労働省

⑤ 認定・否認

都道府県

② 送付

申 請 の 方 法

健康被害救済給付の申請は健康被害を受けたご本人やその保護者の方が、定期の予防接種を実施した市町村に申請を行います。

申請には、予防接種を受ける前後のカルテ等、必要となる書類がありますので、お住まいの市町村にご相談下さい。

給 付 の 決 定

ご提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類や症状のチェックを行い、厚生労働省が設置する外部有識者で構成される疾病・障害認定審査会で審査を行います。

審査の結果を受け、定期の予防接種を実施した市町村から、支給の可否をお知らせいたします。



または

検 索

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou20/kenkouhigai_kyusai/